

(定 款)

定 款

全国共済生活協同組合連合会

制 定	昭和31年	5月17日認可	厚生省東社	第189号
一部変更	昭和32年	3月7日認可	厚生省東社	第80号
一部変更	昭和32年	8月9日認可	厚生省東社	第298号
一部変更	昭和35年	1月7日認可	厚生省東社	第7号
一部変更	昭和39年	4月1日認可	厚生省収社	第196号
一部変更	昭和39年	8月6日認可	厚生省収社	第421号
一部変更	昭和41年	6月30日認可	厚生省社生	第362号
一部変更	昭和42年	8月29日認可	厚生省社生	第148号
一部変更	昭和43年	9月9日認可	厚生省社生	第186号
一部変更	昭和44年	3月15日認可	厚生省社生	第52号
一部変更	昭和47年	10月16日認可	厚生省社	第782号
一部変更	昭和48年	3月31日認可	厚生省社	第343号
一部変更	昭和48年	9月28日認可	厚生省社	第881号
一部変更	昭和51年	9月4日認可	厚生省社	第799号
一部変更	昭和53年	9月13日認可	厚生省社	第859号
一部変更	昭和55年	10月14日認可	厚生省社	第880号
一部変更	昭和57年	7月17日認可	厚生省社	第718号
一部変更	昭和58年	12月26日認可	厚生省社	第892号
一部変更	昭和63年	3月31日認可	厚生省社	第193号
一部変更	平成元年	8月25日認可	住所変更	
一部変更	平成5年	10月1日認可	厚生省収社援	第292号
一部変更	平成11年	4月7日認可	厚生省収社援	第147号
一部変更	平成12年	5月10日認可	厚生省収社援	第193号
全部変更	平成13年	7月24日認可	厚生労働省発社援	第352号
一部変更	平成16年	3月26日認可	厚生労働省発社援	第0326001号
一部変更	平成16年	9月28日認可	厚生労働省発社援	第0928008号
一部変更	平成20年	10月29日認可	厚生労働省発社援	第1029004号
一部変更	平成22年	3月26日認可	厚生労働省発社援	0326第6号
一部変更	平成22年	10月21日認可	厚生労働省発社援	1021第2号
一部変更	平成23年	10月7日認可	厚生労働省発社援	1007第3号

(定 款)

一部変更	平成 2 6 年	9 月 2 5 日認可	厚生労働省発社援	0925 第 4 号
一部変更	平成 2 9 年	8 月 2 1 日認可	厚生労働省発社援	0821 第 23 号
一部変更	令和 3 年	9 月 9 日施行	(厚生労働省社援:令和 3 年 2 月 4 日事務連絡)	

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この消費生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、協同互助の精神に基づき、会員が協同してその事業の安定振興を図り、もってその組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本連合会は、全国共済生活協同組合連合会という。

(事 業)

第3条 本連合会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の組合員の生活の共済を図る事業
- (2) 会員の行う共済事業の再共済を行う事業
- (3) 会員及びその組合員に対する共済事業に関する指導連絡及び調整に関する事業
- (4) 保険代理に関する事業
- (5) 会員の組合員及び職員並びに本連合会の職員の事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 本連合会の区域は、全国一円とする。

(事務所の所在地)

第5条 本連合会は、事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 会員及び出資金

(会員の資格)

第6条 共済事業を行う消費生活協同組合は、本連合会の会員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条（会員の資格）に規定する組合は、会員となろうとするときは、本連合会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これを本連合会に提出しなければならない。

2 本連合会は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 本連合会は、前条（会員の資格）に規定する組合の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした組合は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、本連合会が第1項の申込みを受理したときに会員となる。

(届出の義務)

第8条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその名称若しくは所在地を変更したときは、速やかにその旨を本連合会に届け出なければならない。

(自由脱退)

第9条 会員は、事業年度の末日の90日前までに本連合会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第10条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除 名)

第11条 本連合会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間本連合会の事業を利用しないとき。
 - (2) 本連合会が行う事業にかかる共済掛金等の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) 本連合会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、本連合会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 本連合会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第12条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しを本連合会に請求することができる。

- (1) 第9条(自由脱退)の規定による脱退又は第10条(法定脱退)第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第10条(法定脱退)第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 本連合会は、脱退した会員が本連合会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 本連合会は、事業年度の終わりに当たり、本連合会の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出 資)

第13条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 会員は、出資金額の払込みについて、相殺をもって本連合会に対抗することができない。
- 4 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第14条 出資1口の金額は、10万円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第15条 会員は、本連合会の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数を本連合会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 会員は、その出資口数が会員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しを本連合会に請求することができる。

第3章 役 職 員

(役 員)

第17条 本連合会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 12人以上18人以内
- (2) 監 事 2人以上3人以内

(役員を選任)

第18条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

2 理事は、会員の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。

3 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

第20条 理事の任期は2年、監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数その定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員の兼職禁止)

第21条 監事は、本連合会の理事又は使用人と兼ねてはならない。

(役員の責任)

第22条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、本連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、本連合会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第2項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 7 理事は、第2項による理事の責任の免除に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、本連合会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が本連合会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第23条 理事は次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本連合会と取引をしようとするとき。

(2) 本連合会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本連合会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のために本連合会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の解任)

第24条 会員は、総会員の5分の1以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったとき

は、その請求に係る役員は、その職を失う。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの本連合会に提出してしなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又は理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員の報酬)

- 第25条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。
- 2 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
 - 3 第1項の報酬の算定方法については、役員報酬規則をもって定める。

(代表理事)

- 第26条 理事会は、理事の中から本連合会を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。
- 2 代表理事は、本連合会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

- 第27条 理事は、理事長1人、副理事長1人、専務理事1人及び常務理事4人以内を理事会において互選する。
- 2 理事長は、理事会の決定に従って本連合会の業務を統括する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐して本連合会の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本連合会の業務を執行し、理事長及び

副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して本連合会の業務の執行を分担し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第28条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、本連合会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。

(理事会招集手続)

- 第29条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

- 第30条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
- (1) 本連合会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) 本連合会の財産及び業務の執行のための手続その他本連合会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第33条 本連合会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 規約

(3) 理事会の議事録

(4) 総会の議事録

(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

2 本連合会は、各会員の名称、所在地、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込年月日を記載した会員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

- 3 本連合会は、会員又は本連合会の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た本連合会の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又は本連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 第28条（理事会）第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 7 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 8 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 9 理事長は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 10 監事監査規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

（理事の報告義務）

第35条 理事は、本連合会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第36条 監事は、理事が本連合会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本連合会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第37条 第26条（代表理事）第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事が本連合会を代表する。

- (1) 本連合会が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、また、理事等が本連合会に対して訴えを提起する場合
- (2) 本連合会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) 本連合会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) 本連合会が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(会員による理事の不正行為等の差止め)

第38条 6箇月前から引き続き加入する会員は、理事が本連合会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本連合会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の調査請求)

第39条 会員は、監事に対し、本連合会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧 問)

第40条 本連合会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
- 3 顧問は、本連合会の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職 員)

第41条 本連合会の職員は、理事長が任免する。

- 2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、職員就業規則で定める。

第4章 総 会

(総 会)

第42条 本連合会に、最高意思決定機関として総会を設ける。

(通常総会の招集)

第43条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第44条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。

ただし、会員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会の招集者)

第45条 総会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

- 2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条（臨時総会の招集）の請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第46条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令

で定める事項を定めなければならない。

- 2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
- 3 前条（総会の招集者）第2項の規定により監事が総会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。
- 4 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の10日前までに、会員に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
- 5 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、会員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（総会提出議案・書類の調査）

第47条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

（総会の会日の延期又は続行の決議）

第48条 総会の会日は、総会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第46条（総会の招集手続）の規定は適用しない。

（総会の議決事項）

第49条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資一口の金額の減少
- (6) 会計監査人の選任及び解任
- (7) 事業報告書、決算関係書類及び附属明細書。ただし、決算関係書類（剰余金処

分案及び損失処理案を除く。) 及び附属明細書について、法令で定める要件に該当する場合には、総会の議決を経ることを要せず、報告することで足りるものとする。

(8) 他の連合会及び団体への加入又は脱退

2 本連合会は、第3条(事業)各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総会においては、第46条(総会の招集手続)第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

4 事業規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第81条(公告の方法)及び第82条(連合会の会員に対する通知及び催告)による。

(1) 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る)に伴う規定の整備

(2) 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の設定又は変更

(総会の成立要件)

第50条 総会は、会員を代表する代議員の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の代議員の出席がないときは、理事会は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(代議員の定数及び選出方法)

第51条 代議員の定数は、14人以上21人以内において代議員選出基準で定める。

(役員の説明義務)

第52条 役員は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場

合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 代議員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 代議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該代議員が総会の日より相当の期間前に当該事項を本連合会に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 代議員が説明を求めた事項について説明をすることにより本連合会その他の者（当該代議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (5) 代議員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、代議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第53条 代議員は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総会の議決方法)

第54条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会において議決する場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別議決方法)

第55条 次の事項は、出席した代議員の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転

(5) 第22条（役員の責任）第5項に規定による役員の責任の免除

（議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使）

第56条 代議員は、第46条（総会の招集手続）第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、会員の役職員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第46条（総会の招集手続）第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第58条（総会運営規約）又は第18条（役員の選任）第1項の規定による規約の定めるところにより、本連合会に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を本連合会に提出しなければならない。

（総会の議事録）

第57条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

（総会運営規約）

第58条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

（事業の品目等）

第59条 第3条（事業）第1号及び第2号に規定する生活の共済を図る事業及び再共済事業は、次に掲げるものとする。

(1) 共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済契約者の火災等の事故の発生に関

し、共済金を支払うことを約する火災共済事業（以下「火災共済事業」という。）

(2) 会員が、その組合員との間に締結した火災共済契約により負う共済責任の再共済を引き受ける事業（以下「火災共済再共済事業」という。）

(3) 会員が、その組合員との間に締結した交通災害共済契約により負う共済責任の再共済を引き受ける事業（以下「交通災害共済再共済事業」という。）

2 第3条(事業)第4号に規定する保険代理に関する事業は、共栄火災海上保険株式会社を引受会社とする借家人賠償責任保険、類焼損害費用保険及び個人賠償責任保険の保険募集事業とする。

(共済掛金及び共済金)

第60条 共済事業に係る共済契約及び再共済契約に係る共済契約一口当たりの共済掛金及び共済金の額は、次のとおりとする。

共済事業の種類	共済掛金額	共済金額
火災共済事業	40 円から 150 円まで	1 0 万円
火災共済再共済事業	別紙第 1 のとおり	1 0 万円
交通災害共済再共済事業	別紙第 2 のとおり	1 0 万円

2 共済事業及び再共済事業に係る共済掛金及び共済金の額の最高限度は、次のとおりとする。

共済事業の種類	共済掛金額の 最高限度	共済金額の 最高限度
火災共済事業	600 口 90,000 円	6,000 万円
火災共済再共済事業	別紙第 1 のとおり	6,000 万円
交通災害共済再共済事業	別紙第 2 のとおり	500 万円

(共済事業規約)

第61条 本連合会は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して法令で定める事項を、共済事業規約で定めるものとする。

第6章 会 計

(事業年度)

第62条 本連合会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月 30 日までとする。

(財務処理)

第 6 3 条 本連合会は、法令及び本連合会の会計規則の定めるところにより、本連合会の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(会計監査人による監査)

第 6 4 条 本連合会は、決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、法令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けるものとする。

(共済事業の区分経理)

第 6 5 条 本連合会は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(他の経理への資金運用の禁止)

第 6 6 条 本連合会は、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、共済事業に係る経理から共済事業以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る経理に属する資金を調達しないものとする。

(法定準備金)

第 6 7 条 本連合会は、出資総額に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の 5 分の 1 に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第 6 8 条 本連合会は、毎事業年度の剰余金の 2 0 分の 1 に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第 3 条 (事業) 第 5 号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条 (法定準備金) 第 1 項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第 6 9 条 本連合会は、剰余金について、会員又は会員の組合員の本連合会事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応じて、会員又は会員の組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第 7 0 条 本連合会事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し (以下「利用分量割戻し」という。) は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第 6 7 条 (法定準備金) 第 1 項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第 6 8 条 (教育事業等繰越金) 第 1 項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額 (以下「法定準備金等の金額」という。) を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における会員又は会員の組合員の連合会事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。

3 本連合会は、連合会事業を利用する会員又は会員の組合員に対し、連合会事業の利用の都度利用した事業の種類別及び分量を証する共済掛金受領書を交付するものとする。

4 本連合会は、会員又は会員の組合員が利用した連合会事業の種類別ごとの利用分量の総額が本連合会のその事業総額の 5 割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。

5 本連合会は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行う事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を会員又は会員の組合員に公告

するものとする。

- 6 本連合会は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 会員又は会員の組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金を本連合会に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた共済掛金受領書を提出してこれをしなければならない。
- 8 本連合会は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、会員又は会員の組合員ごとに前項の規定により提出された共済掛金受領書によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 本連合会は、会員又は会員の組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、会員又は会員の組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 本連合会が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、本連合会の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該会員又は会員の組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 本連合会は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

- 第71条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 2 出資配当は、各事業年度の終わりににおける会員の払込済出資額に応じて行う。
 - 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
 - 4 本連合会は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法

を会員に公告するものとする。

- 5 会員は、前項の公告に基づき出資配当金を本連合会に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 本連合会は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 本連合会は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、会員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 本連合会が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、本連合会の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該会員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第72条 第70条(利用分量に応ずる割戻し)及び前条(出資額に応ずる割戻し)の規定による割戻金の額を計算する場合において、会員又は会員の組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第73条 本連合会は、剰余金について、第69条(剰余金の割戻し)の規定により会員又は会員の組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のでん補)

第74条 本連合会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条(その他の剰余金処分)の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(資産運用の基準)

第75条 本連合会は、共済事業に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法で運用するものとする。

- (1) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会で業として預金又は貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金
 - (2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券若しくは金融債又は日本銀行出資証券の取得
 - (3) 貸付信託の受益証券の取得
 - (4) 金銭債権の取得
 - (5) 外国の中央政府、外国の地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人若しくは外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得
 - (6) 証券投資信託の受益証券の取得
 - (7) 担保付社債又はその発行する株式が証券取引所（外国の証券取引所を含む。次号において同じ。）に上場されている株式会社が発行する社債の取得
 - (8) その発行する株式が証券取引所に上場されている株式会社が発行する株式の取得
 - (9) 信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭の信託（ただし、運用方法を特定する金銭の信託（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者との投資一任契約によるものを除く。）については、前各号に掲げる方法で運用されるものに限る。）
 - (10) 信託業務を営む金融機関又は信託会社への第2号、第3号及び第5号から第8号に規定する有価証券の信託
 - (11) 連合会が会員に対して行う貸付けであって、当該貸付金の使途が借り入れる会員の事業目的の範囲内であるもの（ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によって保証されることとなっている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によって補償されることとなっている貸付けに限る。）
- 2 次の各号に掲げる資産の合計額は、本連合会の共済事業に属する資産の総額に対し、第1号に掲げる資産にあつては同号に定める割合を乗じて得た額以上、第2号から第5号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合を乗じて得た額以下であることとする。
- (1) 前項第1号から第4号（元本が保証されているものに限る。）までに掲げる方法、

(定 款)

同項第7号のうち担保付社債の取得による方法で運用する資産 100分の70

(2) 前項第6号に掲げる方法（公社債投資信託の受益証券の取得を除く。）及び同項

第8号に掲げる方法で運用する資産 100分の20

(3) 前項第11号に掲げる方法で運用する資産 100分の10

(4) 前項各号に掲げる方法で運用する資産のうち外貨建てのもの 100分の20

(5) 同一の債務者に対する金銭債権及び同一の会社等が発行する有価証券の取得により運用する資産 100分の10

3 本連合会は、金銭の信託又は有価証券の信託を行う場合においても前項の規定に従わなければならないものとする。

4 本連合会は、共済事業に係る経理に属する資産を第三者のために担保に供しないものとする。

(投機取引等の禁止)

第76条 本連合会は、いかなる名義をもってするを問わず、本連合会の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(会員又は会員の組合員に対する情報開示)

第77条 本連合会は、本連合会が定める情報開示規則により、会員又は会員の組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第78条 本連合会は、法令に基づき、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として法令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本連合会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第7章 解 散

(解 散)

第79条 本連合会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

(2) 合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2 本連合会は前項の事由によるほか、会員が2会員未満になったときは、解散する。

3 理事は、本連合会が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第80条 本連合会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおける本連合会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第81条 本連合会の公告は、以下の方法で行う。

事務所の店頭に掲示する方法、且つ電子公告による方法。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(連合会の会員に対する通知及び催告)

第82条 本連合会が、会員に対してする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその会員の所在地に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を本連合会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 本連合会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第 8 3 条 この定款及び規約に定めるもののほか、本連合会の財産及び業務の執行のための手続、その他本連合会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この定款は、平成 1 3 年 7 月 2 4 日から施行する。

この定款は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

この定款の一部変更は、平成 2 0 年 1 0 月 2 9 日から施行する。ただし、第 6 4 条（会計監査人による監査）の規定については、平成 2 1 年に開催する通常総会の終結の時から適用する。

この定款の一部変更は、平成 2 2 年 3 月 2 6 日から施行する。

この定款は、厚生労働省の認可のあった日（平成 2 2 年 1 0 月 2 1 日）から施行する。

ただし、第 3 条第 4 号及び第 5 9 条第 2 項の規定については平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。

この定款の一部改正（平成 2 3 年度通常総会）は、厚生労働省の認可のあった日（平成 2 3 年 1 0 月 7 日）から施行する。

この定款は、厚生労働省の認可のあった日（平成 2 6 年 9 月 2 5 日）から施行する。

この定款は、厚生労働省の認可のあった日（平成 2 9 年 8 月 2 1 日）から施行する。

この定款は、令和 3 年 9 月 9 日から施行する。

別紙第 1

火災共済再共済事業に係る掛金額

- 1 定款第 60 条第 1 項の火災共済再共済事業に係る 1 口当たりの再共済掛金の額は、
会員ごとに、次の 3 種類の合計額とする。
 - (1) 平年の再共済金の支払にあてられるべき再共済純掛金の額
 - (2) 異常危険に備えて積み立てられるべき異常危険準備掛金の額
 - (3) 管理費及び諸経費にあてられるべき附加掛金の額
- 2 定款第 60 条第 2 項の火災共済再共済事業の最高限度額は、上記 1 の金額に会員ご
との口数を乗じた額とする。

別紙第 2

交通災害共済再共済事業に係る掛金額

- 1 定款第 60 条第 1 項の交通災害共済再共済事業に係る 1 口当たりの再共済掛金の額は、会員ごとに、次の 3 種類の合計額とする。
 - (1) 平年の再共済金の支払にあてられるべき再共済純掛金の額
 - (2) 異常危険に備えて積み立てられるべき異常危険準備掛金の額
 - (3) 管理費及び諸経費にあてられるべき附加掛金の額
- 2 定款第 60 条第 2 項の交通災害共済再共済事業の最高限度額は、上記 1 の金額に会員ごとの口数を乗じた額とする。